

入 札 説 明 書

新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所

はじめに

本新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任契約担当官

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 櫻井 洋一

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 契約期間 平成30年11月1日から平成35年6月30日まで
- (4) 履行場所 新宿御苑廃棄物集積場及び菊栽培所
- (5) 業務形態 本業務は、新宿御苑から発生する廃棄物の収集・運搬及び処理を行い、その対価を、平成30年6月25日付け環境省新宿御苑の維持管理業務契約書に基づき「新宿御苑保全利用協働推進グループ 代表者 一般財団法人国民公園協会」から受けるものである。
- (6) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「その他」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 本店、支店又は営業所が東京都内に所在している者であること。
- (6) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条に基づく一般廃棄物の収集及び運搬

の許可を受けている者であること。及び、同法第14条に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を受けている者であること。

(7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒160-0014 東京都新宿区内藤町11
環境省自然環境局新宿御苑管理事務所
電話：03-3350-0152

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、前記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、分任契約担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア. 提出期限 平成30年10月19日（金）16時00分まで

イ. 提出場所 4（1）の場所

ウ. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次により作成すること。

①環境省競争参加資格（全省庁統一規格）の資格審査結果通知書の写しを添付すること。

②入札に係る産業廃棄物を取扱う事業場等（様式2）

③一般産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の写しを提出すること。

(4) 審査の結果は平成30年10月22日（月）16時00分までに通知する。なお、審査結果通知書の発出に当たっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

(5) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ. 申請書及び資料に関する問い合わせ先は、4（1）の場所に同じ。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当官に対して競争参加資格がないと

認められた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア. 提出期限 平成30年10月23日（火）16時00分まで

イ. 提出場所 4（1）の場所

ウ. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

（2）分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは説明を求めた者に対し、平成30年10月24日（水）16時00分までに書面により回答する。なお、回答書の発出に当たっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

7. 入札に関する質問の受付

（1）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア. 提出期限 平成30年10月19日（金）16時00分まで

イ. 提出場所 4（1）の場所

ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

（2）（1）の質問に対する回答は、平成30年10月22日（月）16時00分までに入札参加表明者全員にFAXにより行う。

8. 競争執行の日時、場所等

（1）入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年10月25日（木）14時00分

場所 東京都新宿区内藤町11 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 会議室

（2）入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

（1）の日時までに、環境省入札心得に定める様式2を電子調達システムにより提出した上で、入札書を提出するものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式3による書面を平成30年10月15日（月）16時00分までに持参、FAX又は郵送により提出した上で、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

9. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

10. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものととして取り扱うこととする。

11. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を、当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 8時30分～18時30分

◎ 添付資料

- ・別記様式1 競争参加資格確認申請書
- ・別記様式2 入札に係る産業廃棄物を取扱う事業場等
- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 契約書(案)
- ・別添2 仕様書

平成 年 月 日

競争参加資格確認申請書

分任契約担当官
環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

平成30年10月12日付で公告のありました、環境省新宿御苑の維持管理業務に係る「新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務」の業者選定に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書3（1）～（3）に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書5（3）①に定める資格を証明する書面（コピー）
- 2 入札説明書5（3）②に定める産業廃棄物を取扱う事業場等（様式2）
- 3 入札説明書5（3）③に定める産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可証の写し

1. 事業場等の種類：

2. 事業場等の所在地：

3. 設 置 年 月 日：

4. 取扱う産業廃棄物の種類等

施設の種類	産業廃棄物の種類	処 理 能 力	許可番号・年月日

5. 搬出先

処理後の名称	運搬者 (自己・他人別)	搬出先の名称・所在地	搬出後の処理
		名 称 所 在 地 許可番号	
		名 称 所 在 地 許可番号	
		名 称 所 在 地 許可番号	

環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任契約担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長殿と記載)及び「平成30年10月25日開札〔新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を入札説明書で指定された日時までに提出すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

分任契約担当官
新宿御苑管理事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

(復) 代理人 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 2 入札金額 : 金額 _____ 円
(内訳は様式1の付表のとおり)
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式1の付表

入札内訳書

種 別	単価 (円)	数 量	単位	金 額 (円)
可燃ごみ (刈芝以外)		1 3 4 , 0 9 7	kg	
可燃ごみ (刈芝)		8 6 , 6 1 7	kg	
不燃ごみ		8 8 , 0 1 0	kg	
缶類		1 0 , 1 7 7	kg	
ビン類		1 2 , 9 2 3	kg	
ペットボトル		2 3 , 7 6 3	kg	
段ボール・用紙類		1 3 , 5 3 7	kg	
粗大ごみ		3 2 , 3 1 0	kg	
廃蛍光管		1 5 0	kg	
廃乾電池		2 5 0	kg	
バッテリー		1 0	kg	
ガスライター		1 0	kg	
計		4 0 1 , 8 5 4	kg	

様式2

平成 年 月 日

分任契約担当官
新宿御苑管理事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

分任契約担当官
新宿御苑管理事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

分任契約担当官
新宿御苑管理事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務の入札に関する一切の件



契 約 書 (案)

分任契約担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 櫻井洋一（以下「甲」という。）と 新宿御苑保全利用協働推進グループ 代表者 一般財団法人国民公園協会会長 杉山博孝（以下「乙」という。）及び （以下「丙」という。）とは、甲が排出する廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次の条項により契約を締結する。

- 1 請負業務 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 2 契約単価
- | | | |
|--------------|---------|---|
| 可燃ごみ（刈り芝を除く） | 1 kg当たり | 円 |
| 可燃ごみ（刈り芝） | 1 kg当たり | 円 |
| 不燃ごみ | 1 kg当たり | 円 |
| 空き缶（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| 空き瓶（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| ペットボトル（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| 段ボール・用紙類 | 1 kg当たり | 円 |
| 粗大ごみ | 1 kg当たり | 円 |
| 廃蛍光管 | 1 kg当たり | 円 |
| 廃乾電池 | 1 kg当たり | 円 |
| バッテリー | 1 kg当たり | 円 |
| ガスライター | 1 kg当たり | 円 |
- （上記の単価に消費税は含まれない）
- 3 契約期間 平成30年11月1日から平成35年6月30日までとする。

（契約の内容）

第1条 甲が排出する廃棄物の収集・運搬及び処分を、丙が別紙「新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務仕様書」により作業を実施し、その対価を乙が支払うことを目的とする。

2 乙は、「甲」と「乙」が平成30年6月25日付けで締結した「新宿御苑維持管理業務」契約書（以下「委託契約」という。）に基づき、支払いを行うものとする。

（業務の範囲）

第2条 丙は、新宿御苑から発生する廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき適正に処理するものとする。

（搬出場所）

第3条 甲の廃棄物を搬出する場所は、新宿御苑内廃棄物集積所及び菊栽培所とする。

(契約保証金)

第 4 条 丙は、乙の指名する職員（監督員）の指示に従うものとする。

(権利等の譲渡)

第 5 条 丙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(請求)

第 6 条 丙は、毎月、廃棄物毎に検量証明書等を取りまとめ、廃棄物処理代金請求書（以下「代金」という。）を作成し、乙に支払いの請求を行うものとする。

2 乙は支払いに当たっては、甲の指名する職員（確認者）の確認を受けなければならない。

3 請求金額は、消費税を含めた額（契約単価に基づく代金に 100 分の 108 を乗じて得た金額（円未満については、切り捨てる。））とする。

(支払)

第 7 条 乙は、前条による適法な支払い請求書を受領したときは、その日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 8 条 乙は、第 7 条の約定期間内に契約金額を丙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変当乙の責に帰すことのできない自由によるときは当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に参入しないものとする。

(価格の改定)

第 9 条 甲又は丙は、経済動向の著しい変動により契約金額が不相当であると認めるときは、相手方に対し、契約金額の変更を請求できる。

2 甲または丙は、前項の請求があったときは、物価指数等に基づき甲及び丙は協議して定める。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 丙の責に帰する事由により、丙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 丙が第 5 条又は第 16 条の規定に違反したとき。

三 丙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

別添1

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

- 第11条 丙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに丙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第10条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、丙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第12条 甲が第10条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、丙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止

法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 丙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 甲は、第10条第2項、第3項又は第11条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 丙は、甲が第10条第2項、第3項又は第11条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

- 第14条 丙は、第10条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第15条 丙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）


- 第16条 丙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。


(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 この契約について、甲乙丙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙及び丙協議して解決するものとする。

本契約の証として本証3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 東京都新宿区内藤町1-1
氏名 分任契約担当官
環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所長 櫻井 洋一 

乙 住所 東京都千代田区皇居外苑1-1
氏名 新宿御苑保全利用協働推進グループ代表者
一般財団法人国民公園協会
会長 杉山 博孝 

丙 住所
氏名 

新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務仕様書

- 作業名 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 作業区域 新宿御苑廃棄物集積場及び菊栽培所
- 作業期間 平成30年11月1日から平成35年6月30日まで
- 作業概要 本件は、新宿御苑の利用者等から排出される来園者ごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）等苑内発生廃棄物の処理及び再資源化等を図るため、園外搬出及びリサイクル処理等を行うもの。

1. 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書に基づき業務を行うこと。
- (2) 仕様書に明記ない場合又は疑義を生じた場合は、監督員及び確認者と協議すること。
- (3) 仕様書に明記なくとも、作業遂行上当然必要となる軽易な事項は、請負者の負担で行うこと。
- (4) 作業に際しては、苑内外の諸施設物、樹木等を損傷したり、公園利用者等に危害を及ぼすことのないよう十分注意し、常時整理整頓を心がけること。もし損害を与えた場合は、請負者の負担で現状で回復すること。
- (5) 作業に関して関係官公署等への届け出等の手続きを要するときは、監督員及び確認者と協議し、速やかに処理すること。
- (6) 請負者は、本件の履行に関連する法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等）上のすべての責任を負うものとする。

2. 特記事項

- (1) 作業日時の指定
原則として休園日（毎週月曜日。月曜日が祝祭日の場合翌日）に行うものとする。
ただし、特別開苑期間（3月25日～4月24日及び11月1日～11月15日）及び行事など、一時期に大量の廃棄物が発生する場合等においては、監督員の指示に従い随時作業を行うこと。
- (2) 廃棄物の種別及び予定数量（平成30年11月1日から平成35年6月30日まで）

ア. 可燃ごみ（紙くず、生ごみ、紙コップ等）	・・・	134,097kg
イ. 可燃ごみ（刈り芝等）	・・・	86,617kg
ウ. 不燃ごみ（弁当殻、トレイ、ビニール等）	・・・	88,010kg
エ. 空き缶（飲料用）	・・・	10,177kg
オ. 空き瓶（飲料用）	・・・	12,923kg
カ. ペットボトル（飲料用）	・・・	23,763kg
キ. 段ボール・用紙類	・・・	13,537kg
ク. 粗大ごみ	・・・	32,310kg
ケ. 廃蛍光管	・・・	150kg
コ. 廃乾電池	・・・	250kg
サ. バッテリー	・・・	10kg
シ. ガスライター	・・・	10kg

なお、上記の予定数量は平成27～29年度の実績等を勘案して算出したものであり、実行上は増減が生ずるものである。

(3) 収集方法の指定

- ア. 空き缶、空き瓶、ペットボトル及び粗大ゴミについては、ゴミ処理場に設置している廃棄物回収用コンテナ（粗大ゴミ専用1台、ペットボトル及び空き瓶兼用1台、空き缶（スチール缶及びアルミ缶兼用）1台 合計3台）を請負者所有のアームロール車等により回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- イ. 可燃ごみ（紙くず、生ごみ、紙コップ等）及び不燃ごみについては、ゴミ袋（90L）に入れてゴミ処理場に保管しているので、請負者所有のパッカー車等に請負者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- ウ. 可燃ごみ（刈り芝等）については、発注者が菊栽培所の刈り芝置き場に保管しているので、請負者所有のトラック等に発注者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。
- エ. 段ボール（重ね積み）、用紙類（紐により梱包）、廃蛍光管、廃乾電池、バッテリー及びガスライターについては、ゴミ処理場に保管しているので、請負者所有のトラ

ック等に請負者が積み込み回収する。なお、回収日時については監督員からの指示による。

(4) 処分方法の指定

- ア. 空き缶、空き瓶、ペットボトル
容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進に関する法律（以後「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、リサイクル事業者に委託し再商品化する。
- イ. 段ボール・用紙類
容器包装リサイクル法及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、リサイクル事業者に委託し再商品化する。
- ウ. 可燃ゴミ（刈り芝含む）
事業系一般廃棄物として、東京23区清掃一部事務組合の「清掃工場」へ搬入・処理する。
- エ. 不燃ゴミ、粗大ゴミ、廃蛍光管、廃乾電池、バッテリー、ガスライター
産業廃棄物として、請負者が許可を受けている中間処理施設へ搬入・処理するとともに処分する。

(5) 数量及び処分の報告

- ア. 廃棄物の種別ごとの処分数量及び処分方法の証明となる書類（一般廃棄物管理伝票（マニフェスト）及び検量証明書）等を速やかに提出し、監督員に報告すること。
なお、（財）日本産業廃棄物処理振興センターによる電子マニフェストにより処理を行うものとする。
- イ. 月ごとに業務完了報告書を提出し、監督員の承認を得ること。

平成 年 月 廃棄物リサイクル処理等業務完了報告書

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (単位: kg)

回収日	可燃ごみ (生ゴミ等)	可燃ごみ (刈り芝)	不燃ごみ	缶類	ビン類	ペット ボトル	段ボール ・用紙類	粗大 ごみ
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								
日 ()								

[備考]

項	上記について報告	廃棄物処理業者	現場代理人
		平成 年 月 日	
目	上記について受領	新宿御苑保全利用協働推進グループ	監督員
		平成 年 月 日	
	上記について確認	新宿御苑管理事務所庭園第二科 平成 年 月 日	確認者